

第109回鹿児島県公益認定等審議会の審議結果の概要

1 日 時

令和6年7月24日（水）午後2時～4時

2 場 所

鹿児島県庁 行政庁舎7階 7-総-1会議室（対面開催）

3 出席者の氏名

(1) 委員

松田忠大委員（会長）、福元紳一委員、松枝千鶴委員、鳥丸聡委員

(2) 事務局

学事法制課、建築課、商工政策課、家畜防疫対策課

4 審議対象法人（出席者）

公益社団法人 鹿児島県建築士会（会長1名、事務局長1名）

一般社団法人 天文館みらいマネジメント

（理事長1名、副理事長1名、事務局長1名、外法人関係者4名）

5 報告対象法人（出席者）

公益社団法人 鹿児島県獣医師会

（会長1名、専務理事1名、事務局長1名、外法人関係者1名）

6 議事

議事1 審議会「会長」の互選について

議事2 審議会「会長代理」の指名について

議事3 審議会の公開・非公開について

議事4 諮問案件の審議について

(1) 変更認定審議案件について（1件）

・ 公益社団法人 鹿児島県建築士会

(2) 公益認定審議案件について（1件）

・ 一般社団法人 天文館みらいマネジメント

(3) 次回継続審議案件について

(4) 答申について

議事5 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（1件）

・ 公益社団法人 鹿児島県獣医師会

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和5年度下半期分）

7 議事要旨及び議決事項

議事1 審議会「会長」の互選について

鹿児島県公益認定等審議会条例第7条第1項の規定により、委員の互選により、松田忠大氏が会長に選任された。

議事 2 審議会「会長代理」の指名について

鹿児島県公益認定等審議会条例第7条第3項の規定により、会長に選任された松田忠大氏が、福元紳一委員を会長代理に指名した。

議事 3 審議の公開・非公開について

個人情報等の不開示事項の審議が必要となった場合は、委員に諮った上で非公開とする旨の議決がなされた。

議事 4 諮問案件の審議について

(1) 変更認定審議案件について（1件）

議長が、申請法人に説明を求め、申請法人から、申請の概要について説明がなされた後、質疑が行われた。

(2) 公益認定審議案件について（1件）

議長が、申請法人に説明を求め、申請法人から、申請の概要について説明がなされた後、質疑が行われた。

(3) 次回の継続審議案件について

本日の審議案件のうち、公益認定審議案件については、申請法人が、公益認定基準の1つである公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであることに関し、更なる資料に基づく審議が必要であるとして、次回に継続する旨の議決がなされた。

(4) 答申について

議長が、本日の審議案件の答申案について事務局に説明を求め、その後、委員に諮ったところ、変更認定審議案件については委員全員一致で答申案のとおり公益認定基準に適合すると認める旨の議決がなされた。

議事 5 報告事項について

(1) 報告徴収案件について（1件）

公益社団法人 鹿児島県獣医師会

議長が、審議会からの報告要求に基づき、法人に報告を求め、法人から報告がなされた。

次に、議長が、法人の報告について所管課に説明を求め、所管課から、報告法人について、剰余金解消計画の具体的な内容について確認し、剰余金解消計画が合理的な積算根拠に基づき、適正と考えることから、今後は立入検査等により、取り組み状況を確認し、法人運営の健全化の監督、指導を継続する旨の説明がなされた後、質疑が行われた。

質疑終了後、審議会における追加の報告は求めず、所管課による適切な指導監督を継続することとされた。

(2) 変更等の届出及び立入検査実施状況（令和5年度下半期分）

令和5年度における公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第53条第2項において準用する同法第45条第1項の規定に基づく鹿児島県公益認定等審議会への送付書類について報告した。また、令和5年度下半期分の公益法人への立入検査実施状況について、監督措置が必要と認められる法人はなかったことを事務局が報告した。